

第39回とす弥生・桜まつり開催要項

1. 目的

市民の皆様が鳥栖の自然と歴史への理解を深められ、相互のふれあいと共感を通して郷土愛を育み、「自然と歴史のふるさと鳥栖」が豊かな住みよい街になることを願い、市民、各団体の積極的に参加を頂き、自主的に運営される“ふるさとの”まつりです。

2. 主 催 とす弥生・桜まつり実行委員会

3. 協 力 鳥栖市 鳥栖市教育委員会 鳥栖商工会議所 鳥栖青年会議所 鳥栖郷土研究会 鳥栖市文化連盟 長崎街道ボランティアガイド ふるさと元気塾 フィッ鳥栖

4. 日 時 令和8年3月29日（日）午前10時から午後3時まで

※午前10時から開会式

※桜開花期間はライトアップを実施する

5. 場 所 田代公園

※会場周辺には駐車場が無いため、新鳥栖駅、文化会館、鳥栖駅、市役所経由の無料送迎バスを運行する。なお、1時間に1本程度を予定。

6. 態度決定

○荒天等が事前に予測される場合…令和8年3月27日（金）までに決定

○開催当日の天候不良の場合…開催当日午前7時に決定

○開場後の急な天候不良の場合…その時点

※来場者及び出店者等への態度決定の周知方法は、協会HP・SNS等により行う。

7. 行事内容（予定）

・ステージ：開会式（献火式、巫女舞・舞人舞）

：市内団体による演奏、ダンス等披露

・イベント：遺跡めぐりスタンプラリー、ノルディックウォーキング、勾玉づくり体験、火起こし体験

・物産テント村：飲食・バザーなど

8. 出演及び出店方法

（1）出演について

①募集内容：令和8年3月29日（日）に行うステージイベントに出場していただく、参加者を募集します。

- ②応募要件:まつりのメインステージでのパフォーマンスを行うために、日々練習し、祭りを楽しむお客様の興味関心を引くために活動している市内の団体であること。
- ③応募方法:参加希望団体は、実行員会事務局へお問い合わせください。所定のフォームをお渡しします。

- ④参 加 料:無料

- ⑤出演時間:1団体15分程度の予定

※応募団体数によって、変更になることがあります。

- ⑥申込締切:2月13日(金)までとする。

(2) 出店について

- ①出店場所:田代公園 広場

- ②出店時間:10:00~15:00

- ③出 店 料:2,000円(清掃協力金として)

- ④区 画:1小間 3.0m(前面)×3.0m(奥行)

- ⑤要 件:申込者及び出店者の住所が鳥栖市内であり、鳥栖市内に店舗等(工場、事務所、移動販売などを含む)を有し営業していること。

※相違があった場合理由を伺います。また、場合によっては出店をお断りすることがあります。*名義貸しでの出店はできません。

※市内の出店者を優先させていただき、余剰の小間が出た場合は、市外からの出店も可能とします。

※各1小間が原則ですが、調理スペース等の問題で、どうしても2小間が必要な方は、事前(申込前に)にご相談ください。

- ⑥申込締切:2月13日(金)までとする。

販売商品、展示品及び材料費、区画内の装飾費、搬出入の経費、消火器等

⑦出店者の責務

- ・飲食品を取り扱う店舗は、保健所への一時営業許可申請を各自で行ってください。販売可能な飲食品については保健所へ確認してください。事故等があった場合の責任は負いかねます。

- ・出店者の駐車場は、指定した場所を利用してください。(駐車許可証有)

※駐車台数に限りがあるため、1出店者につき原則1台とします。

- ・出店場所(小間割り)については、出店者会議の時に決定させていただきます。

※煙を発生させる店舗は、出店者会議の中で調整させていただきます。

※説明会に参加できなかった店舗は事務局にて割り当てさせていただきます。

※参加決定および出店場所は実行委員会により決定する。なお、参加者多数の場合は、抽選により決定する。

⑧禁止及び注意事項

- ・申請者の名前は当日、現場で出店を行う方のお名前にて申請してください。相違があった場合は理由を伺い、場合によっては出店をお断りする場合があります。
- ・申請いただく住所、電話番号について、必ず連絡の取れるものを記入ください。
- ・決定した出店場所の出店者間による移動変更はできません。
- ・小間の又貸しは禁止します。

- ・出店スペースの拡幅（陳列棚等を小間からはみ出しての設置）は禁止します。
- ・火気を使用する場合は、消火器（10型以上）の準備をお願いします。当日に消防署が設置の確認をします。消火器がない場合は営業ができなくなります。
- ・火気を使用する店舗は、防火板を敷くなどの防火養生を行ってください。油や液体物等を扱う店舗は、各自で路面等の保護材の設置を必ず行ってください。
- ・まつり終了後、各自使用した場所の清掃を必ず行ってください。路面（地面）の汚れが目立つ場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

9. 不測の事態への対応（責任の範囲）

実行委員会が設置・運営する会場や設備及び事業内容において不測の事態への責任として保険（施設所有（管理）者賠償責任保険）に加入することとする。ただし、出店者が展示・提供するサービスについては、出店者の責任とする。

※実行委員会が加入する保険詳細については事務局へご確認下さい。

10. 申込及び問い合わせ先

とす弥生・桜まつり実行委員会事務局

鳥栖観光コンベンション協会内（鳥栖市元町1380-5） 担当：村山・谷川

TEL:0942-83-8415 FAX:0942-55-3867 E-mail:info@tosu-kanko.jp

11. その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は実行委員会が別に定める。

◆まつりの由来◆

1. 「自然と歴史のふるさと鳥栖」をテーマにした弥生3月の市民の桜まつりで、人々のふれあい・交流を通して地域の活性化を図る。
2. 鳥栖の地は、銅鐸鋸型（どうたくいがた）が発見されるなど、古代工房の里（古代テクノポリス）であり、安永田遺跡など弥生時代の遺跡が豊富に眠っている。
3. 郵便番号（841-□□□□）を「やよい」と読むことができる。